
管理費等保証制度



一般社団法人 マンション管理業協会

管理費等保証制度は、「一般社団法人マンション管理業協会」の「マンション管理の適正化の推進に関する法律」第95条に規定

一般社団法人マンション管理業協会は、昭和54年に建設大臣の認可を得て設立されたわが国管理の適正化の推進に関する法律」第95条に規定する、マンション管理会社の団体（指）が協会保証機構に加入しています。

● 目 的 ●

目的1

管理会社の経営破綻により管理組合に金銭的被害が発生した場合、被害額をできるだけ軽減すること

具体的には

被害を受けた管理組合に管理費等1か月分の額を限度額として、金銭被害を保証します

目的2

大切な管理業務が長期間中断することのないよう被害を受けた管理組合の業務支援をすること

具体的には

管理組合の希望により新しい管理会社の紹介をします

● 保証対象管理組合 ●

協会の保証機構に加入している管理会社と管理委託契約を締結している管理組合で、管理会社から保証機構に届け出のあった管理組合が保証対象になります。

● 保証する債務 ●

保証期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までの間です。この期間内に管理会社が倒産等により、管理組合に対し管理費等の返還債務を負うこととなった場合、協会が管理会社に替わって管理費等1か月分の額を限度としてその返還債務を履行するものです。

● 協会が保証する管理費等の定義 ●

保証の対象となる管理費等とは、管理組合が毎月及び定期的に区分所有者から徴収している管理費、修繕積立金、敷地・共用部分の専用使用料及びその他管理規約に定められた管理に要する費用をいいます。一時的に徴収する工事分担金及び借地料、町会費、CATV使用料等、毎月及び定期的に徴収していても敷地・共用部分の専用使用料でないものは該当しません。

● 保証委託契約受諾証明書 ●

保証対象の管理組合には、協会が発行する「保証委託契約受諾証明書」を管理会社を介して交付いたします。この「保証委託契約受諾証明書」は、保証金を請求する際の必要書類となりますので、必ず受領して、協会宛の「保証委託契約受諾証明書受領書」を管理会社にご提出ください。「保証委託契約受諾証明書」は毎年更新され、その都度保証受諾期間を更新し、保証対象管理組合に交付されます。交付された「保証委託契約受諾証明書」の保証受諾期間をお確かめください。

本 部 (保証部)

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-13-3
(虎ノ門東洋共同ビル2階)
TEL 03-3500-2721
FAX 03-3500-2722

関西支部

〒541-0051
大阪市中央区備後町2-5-8
(綿業会館本館5階)
TEL 06-6201-7735
FAX 06-6201-0225

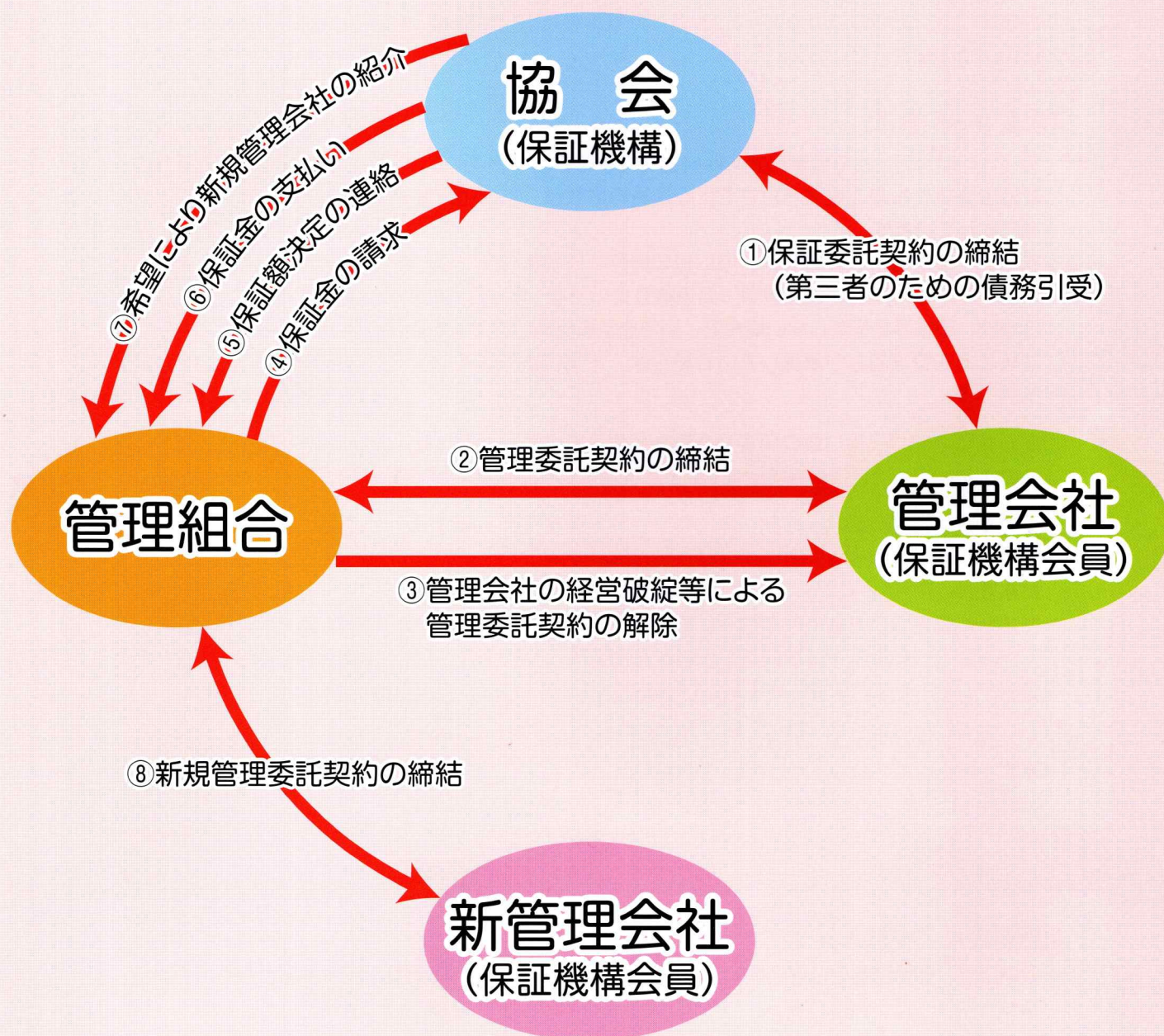
北海道支部

〒060-0002
札幌市中央区北二条西2-26
仲通り東向き(道特会館4階)
TEL 011-251-6004
FAX 011-251-6011

マンション管理業協会が「マンションの管理の 定する指定法人として行う保証制度です。

唯一のマンション管理会社の団体です。平成13年8月に国土交通大臣より、「マンションの
定法人)として指定を受けております。令和2年3月末現在、マンション管理会社306社

●管理費等保証制度のしくみ●



東北支部

〒980-0011
仙台市青葉区上杉1-6-10
(仙台北辰ビル4階)
TEL 022-227-2810
FAX 022-227-2816

中部支部

〒460-0003
名古屋市中区錦3-7-13
(ユーハウスビル3階)
TEL 052-963-7713
FAX 052-963-7714

中国四国支部

〒730-0037
広島市中区中町9-12
(中町三井ビルディング6階)
TEL 082-247-1830
FAX 082-247-1836

九州支部

〒810-0001
福岡市中央区天神3-7-31
(N天神ビル3階)
TEL 092-724-0089
FAX 092-724-0079

財産の分別管理に係る「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則」での規定事項について

マンション管理業者が管理組合から委託を受けて行う出納業務において、管理組合の大切な財産が毀損されることのないよう、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則」第87条で次のように規定しています。

【規定事項の要旨】

- ①毎月、その月分として収納口座に収納された管理費等・修繕積立金から、当該月分の管理組合の経費を支払った後、翌月末日までに管理費等の残額・修繕積立金を保管口座に移換することを原則としています。
ただし、管理組合名義の収納口座に管理費等・修繕積立金が区分所有者等から直接預入され、マンション管理業者が管理費等・修繕積立金の徴収（集金代行業者に再委託する場合を含む）を行わず、印鑑等を保管しない場合で、引続き当該収納口座で管理費等の残額・修繕積立金を管理することを管理組合が承認している場合は、保管口座へ移換しなくても差支えないとしています。
- ②管理組合名義の保管口座の印鑑及び預貯金引出用のキャッシュカード、その他これらに類するものをマンション管理業者が保管することを禁止しています。
- ③マンション管理業者は、収納口座に預入された管理費等・修繕積立金について、不慮の事故に備えて、管理費等・修繕積立金の1月分の額以上の額につき保証措置を講じる必要があるとしています。
ただし、管理組合名義の収納口座に管理費等・修繕積立金が区分所有者等から直接預入され、マンション管理業者が管理費等・修繕積立金の徴収（集金代行業者に再委託する場合を含む）を行わず、収納口座の印鑑等を保管しない場合はその限りでないとしています。
- ④マンション管理業者は、毎月、その月分の収支状況報告書等を作成し、翌月末日までに管理組合等に交付しなくてはならないとしています。

ご確認ください!!

- ①収納口座・保管口座の口座名義、通帳・印鑑の保管は管理委託契約書の記載内容と合致していますか。
- ②管理会社から管理組合会計の収支状況報告が毎月なされていますか。また、その内容について確認していますか。